

合併に関する審議結果

第8回合併協議会（平成15年11月19日開催）までに確認された合併に関する調整方針の審議結果をまとめました。

【基本項目】

◎合併の方式に関すること

竜王町、敷島町、双葉町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

◎合併期日に関すること

合併期日を平成16年9月1日とする。

◎新市の名称に関すること

新市の名称は、甲斐市とする。

◎新市の事務所の位置に関すること

新市の事務所の位置については、新市成立後、交通事情、他の官公署との関係など市民の利便性を考慮し、市民の意見を踏まえ建設地を検討するものとする。なお、当分の間、暫定的に竜王町篠原2610番地（現在の竜王町役場）を事務所の位置とし、それぞれの役場庁舎に機能を分散する分庁方式とする。

【総務小委員会関係】

分掌事務	事業名	小事業名	調整方針
------	-----	------	------

1 議会議員の定数及び任期の取扱いに関すること

1 議会議員の定数及び任期の取扱いに関すること

議会議員の定数及び任期の取扱い	議会議員の任期については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年8ヶ月間引き続き新市の議会議員として在任する。在任特例適用後の議会議員の定数については、30人とする。
-----------------	---

2 一部事務組合の取扱いに関すること

1 一部事務組合の取扱いに関すること

一部事務組合の取扱い	三町以外の市町村と構成している一部事務組合については、合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市として合併期日に当該組合に加入する。ただし、双葉町が峡北広域行政事務組合で共同処理している介護認定に関する事務及び介護認定審査会の設置運営等の業務については、合併時に新市の事業部門に編入する。また、三町で構成している一部事務組合については、合併の前日に解散し、新市の事業部門に編入する。なお、将来的な対応については、新市において検討していく。
一部事務組合（財産保護組合）の取扱い	財産保護組合については、合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市として合併期日に当該組合に加入する。

3 特別職（各種行政委員会の委員を含む）の身分の取扱いに関すること

1 特別職（各種行政委員会の委員を含む）の身分の取扱いに関すること

常勤の特別職の任期及び報酬額の取扱い	市長のほか常勤の特別職として、助役、収入役、教育長を置く。報酬は合併時、現行報酬額及び同規模の団体の状況等を勘案し調整する。
行政委員会の人数及び報酬額等の取扱い	行政委員会の委員数、任期は、各法令の定めるところによる。報酬は、合併時、現行報酬額及び同規模の団体の状況を勘案し調整する。

各種審議会・委員会等の人数及び報酬額等の取扱い	各種附属機関の委員等については、関係法令に基づくもの及び三町で設置しているものについては、新市において引き続き設置し、一部の町のみ設置されているものについては、新市において速やかに調整する。人数、任期、報酬額等は合併時に見直しを行う。
-------------------------	---

4 一般職の身分の取扱いに関する事

1 一般職の身分の取扱いに関する事

一般職の身分の取扱いに関する事	一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
職員数の取扱い	職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
職員の職名の取扱い	職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に調整及び統一を図る。
給与の取扱い	給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、調整し統一を図る。なお、合併時、現職員については、現給を保証するものとする。

5 町名・字名の取扱いに関する事

1 町名・字名の取扱いに関する事

	大字については、町名を付さないで従前のおりとする。
--	---------------------------

6 地方税の取扱いに関する事

1 地方税の取扱いに関する事

納期の取扱い	個人町民税の納期については、竜王町、双葉町の例による。軽自動車税の納期については、6月11日から6月30日までとする。固定資産税の納期については、敷島町の例によるが、第3期については、12月1日から12月25日までとする。
納期前納付報奨金の取扱い	個人町民税及び固定資産税に係る納期前納付報奨金については、竜王町の例による。

納税組合の取扱い	双葉町の納税組合については、合併時に廃止する。
法人町民税の取扱い	法人町民税の法人税割の税率については、12.3%とする。

7 公共的団体等の取扱いに関すること

1 公共的団体等の取扱いに関すること

公共的団体等の取扱い	公共的団体については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら、そのあり方について調整に努める。
------------	--

8 支所・出先機関の取扱いに関すること

1 支所・出先機関の取扱いに関すること

支所・出先機関の取扱い	現役場庁舎は、当面、分庁舎又は支所として活用し、業務内容については、町民のサービスの低下にならないよう、合併時までに調整する。
	敷島町の睦沢出張所、清川出張所、吉沢出張所の取扱いについては、従前のおりとする。

9 事務機構、組織の取扱いに関すること

1 事務機構、組織の取扱いに関すること

事務機構、組織の取扱い	<p>新市の事務機構及び組織については、現役場庁舎等を有効活用し、住民サービスが低下しないよう十分配慮するとともに、新市における事務機構・組織の整備方針に従い、合併時に整備する。</p> <p>【新市における事務機構・組織の整備方針】</p> <p>(1) 市民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構</p> <p>(2) 市民の声が適正かつ迅速に反映できる組織・機構</p> <p>(3) 新市建設計画を円滑に推進できる組織・機構</p> <p>(4) 新たな行政課題に適応できる組織・機構</p>
-------------	---

10 財産、公の施設の取扱いに関すること

1 財産、公の施設の取扱いに関すること

財産、公の施設の取扱い	竜王町・敷島町・双葉町の所有する財産及び債務については、すべて新市に引き継ぐものとする。
-------------	--

1 1 慣行（町章、憲章等）の取扱いに関すること

1 慣行（町章、憲章等）の取扱いに関すること

	町章、町民憲章、町木、町花、町鳥及び町歌については、新市において新たに制定する。宣言及び表彰については、新市において調整する。
--	---

1 2 友好都市、姉妹都市、国際交流の取扱いに関すること

1 友好都市、姉妹都市、国際交流の取扱いに関すること

	友好都市、姉妹都市、国際交流、その他の交流については、新市に引き継ぐ。
--	-------------------------------------

13 行政連絡機構の取扱いに関すること

1 行政連絡機構の取扱いに関すること

行政区及び自治会の取扱い	行政区及び自治会については、それぞれの実情、意見を尊重しつつ、中間的な連絡組織を設ける。
報酬の取扱い	報酬については、合併時に見直しを行う。

1 4 消防・防災の取扱いに関すること

1 消防の取扱いに関すること

消防団の取扱い	消防団は、合併時に統合する。竜王町、敷島町の分団については、現行のとおりとし、双葉町は、分団組織に再編する。
報酬・費用弁償等の取扱い	報酬、費用弁償、手当等については、合併時に調整する。

2 防災の取扱いに関すること

防災計画の取扱い	防災計画については、新市において策定する。
防災無線の取扱い	防災無線は、新市において整備する。
災害協定の取扱い	災害協定については、新市に引き継ぐ。

15 出資団体等の取扱いに関すること

1 出資、出捐団体の取扱いに関すること

出資、出捐団体の取扱い	出資団体等の取扱いについては、現状のまま新市に引き継ぐ。
-------------	------------------------------

16 使用料及び手数料（総務・企画・議会関係）の取扱いに関すること

1 使用料及び手数料（総務・税務関係）の取扱いに関すること

使用料及び手数料（総務・税務）の取扱い	<p>使用料及び手数料については、原則、現行のとおりとするが、細部については、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土地・建物に関する証明手数料については、竜王町の例による。 2 認可地縁団体に関する証明手数料については、敷島町・双葉町の例による。 3 情報公開の写しに関する手数料については、竜王町・双葉町の例による。 4 土地の使用料で電柱、ガス管、水道管その他これに類する目的以外で使用するときの使用料については、敷島町の例による。 5 建物の使用料については、竜王町及び敷島町の例により調整する。
---------------------	---

17 補助金（総務・企画・議会）の取扱いに関すること

1 補助金（総務・企画・議会）の取扱いに関すること

補助金（総務・企画・議会）の取扱い	<p>補助金の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) チャイルドシート購入費補助金については、竜王町・敷島町の例により、無料の貸出し制度とする。 (2) 防犯灯設置及び維持管理補助金については、竜王町の例による。 (3) 自主防災組織訓練及び整備資機材の補助金については、竜王町の例による。 (4) 消火栓設置及び器具購入の補助金については、竜王町の例により、新市での直接管理制度とする。
-------------------	--

18 その他総務に関すること

1 その他総務に関すること

広聴広報の取扱い	1 広報誌の発行内容、配布方法等については、合併時に調整する。
	2 オフトーク通信については、合併後存続について検討する。
	3 広聴事業については、新市において調整する。

19 地域審議会の取扱いに関すること

1 地域審議会の取扱いに関すること

地域審議会の取扱い	市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づき、合併前の竜王町、敷島町、双葉町の区域ごとに地域審議会を設置する。 設置については、地域審議会の設置に関する協議のとおりとする。
-----------	---

【経済・土木小委員会関係】

分掌事務	事業名	小事業名	調整方針
------	-----	------	------

1 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関すること

1 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関すること

農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	農業委員会の選挙による委員であったものは、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
--------------------	---

2 農林業関係事業の取扱いに関すること

1 農業振興の取扱いに関すること

生産調整（転作）事業の取扱い	生産調整（転作）事業については、新市において合併時の対策に応じた調整を図る。
農振農用地関係の取扱い	農業振興地域整備計画については、新市において新たに作成する。
その他事業の取扱い	国・県の制度による事業は引き続き実施し、単独事業については、新市において調整する。

2 土地改良・農林業基盤整備（土木事業）の取扱いに関すること。

農林業土木事業の取扱い	農林業土木事業の継続事業については、新市に引き継ぐ。
-------------	----------------------------

3 林業振興の取扱いに関すること。

林業振興事業の取扱い	森林病虫害防除事業については、引き続き実施し、事業規模は新市において調整する。
森林整備計画の取扱い	森林整備計画については、当面現行のとおりとし、次回見直し時に新市において見直しをする。

4 農林業施設の取扱いに関すること。

農業施設等の取扱い	農業施設等については、新市に引き継ぐ。
-----------	---------------------

3 商工労働・観光関係事業の取り扱いに関すること

1 商工振興の取扱いに関すること

小口資金融資制度の取扱い	小口資金融資制度については、竜王町の例により調整し、合併時に統一を図る。
--------------	--------------------------------------

2 商工団体の取扱いに関すること

商工会の取扱い	商工会については、合併後速やかに統合するよう調整に努める。
---------	-------------------------------

3 観光・イベント等の取扱いに関すること

祭り・イベント等の取扱い	祭り、イベント等の取扱いについては、合併後も現行の内容を継続して実施し、一本化すべきものについては、新市において調整する。
--------------	---

4 温泉・保養施設の取扱いに関すること

休日の取扱い	温泉施設の休日については、同一とならないよう、合併時に調整する。
運営時間の取扱い	温泉施設の運営時間については、当面現行のとおりとし、新市において調整する。
送迎の取扱い	温泉施設の送迎については、当面現行のとおり行い、新市において見直しをする。
保養施設の取扱い	保養施設の取扱いについては、当面、竜王町の例により継続して行う。ただし、山の家については新市において見直しを検討する。

その他施設の取扱い	その他施設の取扱いについては、合併後も現行の内容を継続するが、敷島町勤労者会館の運営時間については、竜王町の例に合わせる。また、必要に応じて見直しを図る。
-----------	---

5 雇用・勤労者・消費者の取扱いに関すること

勤労者向け融資制度	勤労者向け融資制度については、竜王町の例により行い、敷島町の制度は、新市において段階的に廃止する。
勤労者協議会の取扱い	勤労者協議会については、統一するよう新市において調整する。
竜王駅前駐輪場管理事業の取扱い	竜王駅前駐輪場管理については、新市に引き継ぐ。
シルバー人材センターの取扱い	シルバー人材センターの構成については、それぞれの事情を尊重し、合併後調整に努める。

4 都市計画の取扱いに関すること

1 都市計画の取扱いに関すること

都市計画区域の取扱い	現在継続中の事業や都市計画用途地域などについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、都市計画マスタープランについては、三町のマスタープランを基に新市において新たに策定する。
------------	---

5 建設・建築関係事業の取扱いに関すること

1 公園の取扱いに関すること

公園管理事業の取扱い	公園については、現行のまま新市に引き継ぐ。
------------	-----------------------

2 道路・水路・河川整備の取扱いに関すること

整備状況の取扱い	町道については、現行のまま新市に引き継ぎ、継続事業については、引き続き実施する。
新規道路の認定基準の取扱い	道路認定基準については、新市において作成する。

3 開発・建築指導の取扱いに関すること

開発指導要綱の取扱い	開発指導要綱については、新市において作成する。
------------	-------------------------

4 土地管理・地籍調査の取扱いに関すること

法定外公共物譲与関係の取扱い	法定外公共物関係の事務については、合併時に統一を図る。
地籍調査事業の取扱い	敷島町の地籍調査事業は、引き続き実施する。

5 その他都市計画・建設の取扱いに関すること

竜王駅周辺整備事業の取扱い	竜王駅周辺整備事業については、引き続き実施する。
---------------	--------------------------

6 公営住宅の取扱いに関すること

1 公営住宅の取扱いに関すること

公営住宅の取扱いについて	公営住宅については、現状のまま新市に引き継ぐ。整備計画については、新市において新たに作成する。
--------------	---

7 上水道関係事業の取扱いに関すること

1 上水道の取扱いに関すること

上水道の取扱い	上水道事業については、当面、現行のとおりとする。
---------	--------------------------

2 簡易水道の取扱いに関すること

簡易水道の取扱い	簡易水道事業については、現状のまま新市に引き継ぐ。
----------	---------------------------

8 下水道関係事業の取扱いに関すること

1 公共下水道関係事業の取扱いに関すること

受益者負担金の取扱い	受益者負担金については、当面現行のとおりとし、新市で事業認可拡大の時期に検討する。
	受益者負担金の納期は、敷島町の例による。
	一括納付報奨金率については、当面現行のとおりとし、新市に移行後統一を図る。
使用料の取扱い	使用料については、当面現行のとおりとし、新市に移行後統一を図る。
各種制度の取扱い	工事費に対する融資斡旋制度は、双葉町の例による。

9 使用料及び手数料（産業・経済・建設関係）の取扱いに関すること。

1 使用料及び手数料（商工労働・観光関係事業）の取扱いに関すること。

温泉施設の取扱い	温泉施設の入浴料及び休憩室利用料は、合併時に統一する。利用料の免除については、新市において新たに基準を策定する。
その他施設の取扱い	その他施設の使用料は、当面現行のままとするが、新市において必要に応じて見直しを図る。ただし、敷島町勤労者会館については、合併時に竜王町働く婦人の家の研修室・講習室・会議室の例にあわせる。

2 使用料及び手数料（農林関係事業）の取扱いに関すること。

使用料及び手数料（農林関係事業）の取扱い	農業振興計画の証明手数料については、竜王町・双葉町の例による。
	敷島町自然休養村管理センターの1階研修室、2階研修室、休憩室の使用料は520円の区分を500円とし、1050円の区分を1000円とする。

3 使用料及び手数料（建設・建築関係事業）の取扱いに関すること。

道路占用料の取扱い	道路占用料は、法定外公共物使用料、行政財産使用料等と調整をしながら合併時に統一を図る。
法定外公共物使用料の取扱い	法定外公共物使用料については、双葉町の例を基準に合併時に統一を図る。
手数料の取扱い	都市計画・建設関係の手数料については、竜王町・敷島町の例による。

10 補助金（産業・経済建設関係）の取扱いに関すること

1 補助金（商工労働・観光関係事業）の取扱いに関すること

商工会・シルバー人材センターへの補助金の取扱い	商工会・シルバー人材センターへの補助金については、それぞれの団体の動向を見ながら調整を図る。
お祭り、イベント等の補助金の取扱い	お祭り、イベント等の補助金については、従来の実績を尊重し全体の均衡を保つように調整する。

その他の補助金の取扱い	その他、整理統合できる補助金については合併時統合の方向で調整する。
-------------	-----------------------------------

2 補助金（農林関係事業）の取扱いに関すること

補助金（農林関係事業）の取扱いに関すること	農林業関係の補助金については、現行のまま新市に移行し、必要に応じて見直しを図る。
-----------------------	--

【厚生・教育小委員関係】

分掌事務	事業名	小事業名	調整方針
------	-----	------	------

1 戸籍、住民基本台帳、諸証明、窓口業務の取扱いに関すること

1 窓口業務の取扱いに関すること

窓口業務の取扱い	窓口業務については、住民サービスの向上を観点に調整する。
----------	------------------------------

2 国民健康保険の取扱いに関すること

1 国民健康保険の取扱いに関すること

賦課形態・賦課方式の取扱い	賦課形態・賦課方式については、現行のとおりとする。
保険税率の取扱い	保険税率については、合併年度はそれぞれの町の例により、合併翌年度は統一を図る。
本算定日の取扱い	本算定日については、敷島町・双葉町の例による。
納期の取扱い	納期については、合併年度はそれぞれの町の例により、合併翌年度は統一を図る。
特別給付の取扱い	特別給付については、竜王町・敷島町の例による。
国民健康保険財政調整基金の取扱い	国民健康保険財政調整基金については、合併時に適切な額を持ち寄る。

2 老人医療費助成金支給の取扱い

老人医療費助成金支給の取扱い	老人医療費助成金支給（町単老人医療）については、竜王町・敷島町の例による。なお、県単老人医療制度の動向も踏まえて調整する。
----------------	---

3 介護保険の取扱いに関すること

1 介護保険の取扱いに関すること

保険料の取扱い	介護保険料については、合併年度はそれぞれの町の例により、合併翌年度は、介護保険事業計画に基づき保険料を算定し統一を図る。
納期の取扱い	納期については、合併年度はそれぞれの町の例により、合併翌年度は竜王町の例による。
介護認定審査の取扱い	介護認定審査については、現行の中巨摩東部5町認定審査会と双葉町を加える中で調整する。

4 児童福祉の取扱いに関すること

1 児童福祉の取扱いに関すること

児童手当等の取扱い	児童手当等については、国制度のため現行のまま新市に引き継ぐ。
障害児者手当支給の取扱い	障害児者手当支給については、竜王町の例により統一を図る。なお、実施内容については、新市において調整する。
乳幼児医療の取扱い	乳幼児医療については、現行のとおりとする。双葉町の国保加入者の窓口無料化については、医療機関の協力を得て調整する。

2 児童館の取扱いに関すること

児童館の取扱い	児童館については、現行のまま新市に引き継ぐ。
児童館の運営・管理の取扱い	児童館の運営・管理については、当面現行のとおりとし、新市において調整する。
放課後児童健全育成事業の取扱い	放課後児童健全育成事業については、当面現行のとおりとし、新市において利用者の利便性を考慮し検討する。
児童扶養手当の取扱い	児童扶養手当については、国制度のため現行のまま新市に引き継ぐ。

3 母子寡婦福祉の取扱いに関すること

母子寡婦福祉資金貸付の取扱い	母子寡婦福祉資金貸付については、県制度のため現行のまま新市に引き継ぐ。
----------------	-------------------------------------

ひとり親家庭医療費の取扱い	ひとり親家庭医療費については、敷島町の例による。
母子寡婦福祉資金貸付利子補給の取扱い	母子寡婦福祉資金貸付利子補給については、竜王町・双葉町の例による。
ひとり親家庭小中学校祝金支給の取扱い	ひとり親家庭小中学校祝金支給については、竜王町の例による。

5 高齢者福祉の取扱いに関すること

1 高齢者福祉の取扱いに関すること

敬老祝金、百歳祝金の取扱い	敬老祝金、百歳祝金については、敷島町の例による。敬老祝品は廃止する。なお、新市移行後、高齢化状況等を踏まえて、実施内容を検討する。
介護予防生活支援事業の取扱い	介護予防生活支援事業については、住民サービスの向上を基本として、新市において調整する。なお、利用者負担については、介護保険制度や他の福祉制度等の利用者負担を勘案して統一を図る。
生きがい活動健康づくり推進事業の取扱い	生きがい活動健康づくり推進事業については、新市において事業内容を検討する。
家族介護支援事業の取扱い	家族介護支援事業については、住民サービスの向上を基本として、新市において調整する。
介護相談員の取扱い	介護相談員については、新市において設置する。
金婚記念品支給の取扱い	金婚記念品支給については、新市において調整する。
高齢者の各種行事の取扱い	高齢者の各種行事については、新市において実施方法を検討する。

6 障害者福祉の取扱いに関すること

1 障害者福祉の取扱いに関すること

障害者福祉の取扱い（国）	障害者福祉の国制度については、現行のまま新市に引き継ぐ。
--------------	------------------------------

障害者福祉の取扱い（県）	障害者福祉の県制度については、現行のまま新市に引き継ぐ。
重度心身障害者医療費の取扱い	重度心身障害者医療費については、敷島町・双葉町の例による。
重度心身障害児者等福祉タクシーの取扱い	重度心身障害児者等福祉タクシーについては、県補助制度を勘案して新市において統一する。
身体障害者等ホームヘルプサービスの取扱い	身体障害者等ホームヘルプサービスについては、支援費制度により実施する。
全身性障害者ホームヘルプサービスの取扱い	全身性障害者ホームヘルプサービスについては、支援費制度により実施する。
ガイドヘルパー派遣の取扱い	ガイドヘルパー派遣については、支援費制度により実施する。
身体障害者等デイサービスの取扱い	身体障害者等デイサービスについては、支援費制度により実施する。
身体障害者等ショートステイの取扱い	身体障害者等ショートステイについては、支援費制度により実施する。
身体障害者等レスパイトの取扱い	身体障害者等レスパイトについては、敷島町・双葉町の例による。
訪問入浴サービスの取扱い	訪問入浴サービスについては、竜王町の例による。
難病患者ホームヘルプサービスの取扱い	難病患者ホームヘルプサービスについては、現行のとおりとする。なお、利用者負担については、介護保険制度や他の福祉制度等の利用者負担を勘案して統一を図る。
難病患者ショートステイの取扱い	難病患者ショートステイについては、現行のとおりとする。
難病患者日常生活用具給付・貸与の取扱い	難病患者日常生活用具給付・貸与については、現行のとおりとする。

精神障害者ホームヘルプサービスの取扱い	精神障害者ホームヘルプサービスについては、現行のとおりとする。なお、利用者負担については、介護保険制度や他の福祉制度等の利用者負担を勘案して統一を図る。
精神障害者ショートステイの取扱い	精神障害者ショートステイについては、現行のとおりとする。
精神障害者グループホームの取扱い	精神障害者グループホームについては、現行のとおりとする。
障害者用トイレの設置の取扱い	障害者用トイレ設置については、廃止する。
障害者文書料助成金の取扱い	障害者文書料助成金については、新市において調整する。
自動車燃料費助成（町単）の取扱い	自動車燃料費助成（町単）については、新市において調整する。
身体障害者相談員（町単）の取扱い	身体障害者相談員（町単）については、新市において設置する。

7 その他の福祉の取扱いに関すること

1 その他の福祉の取扱いに関すること

民生委員児童委員の取扱い	民生委員児童委員については、国制度のため現行のまま新市に引き継ぐ。活動費等については、新市において調整する。
戦没者慰霊祭の取扱い	戦没者慰霊祭については、現行のまま移行し、新市において調整する。
生活福祉資金貸付利子補給の取扱い	生活福祉資金貸付利子補給については、竜王町の例による。

8 保育事業の取扱いに関すること

1 保育事業の取扱いに関すること

保育園の取扱い	保育園については、現行のまま新市に引き継ぐ。
保育料の取扱い	保育料については、合併年度はそれぞれの町の例により、合併翌年度は、国の徴収基準及び現行のそれぞれの町の保育料を勘案して統一を図る。

特別保育事業の取扱い	特別保育事業については、引き続き実施する。なお、延長保育促進事業については、敷島町の例による。
通園バスの取扱い	通園バスについては、現行のとおりとする。なお、利用者負担については、合併年度はそれぞれの町の例により、合併翌年度は統一を図る。
通園タクシーの取扱い	通園タクシーについては、現行のとおりとする。

9 保健事業の取扱いに関すること

1 保健センターの取扱いに関すること

保健センターの取扱い	保健センターについては、現行のまま新市に引き継ぐ。
------------	---------------------------

2 母子保健の取扱いに関すること

母子保健の取扱い	母子保健については、住民サービス向上を基本として新市において調整する。
----------	-------------------------------------

3 結核予防対策の取扱いに関すること

健康診断の取扱い	結核予防対策の健康診断については、敷島町の例により新市において調整する。
予防接種の取扱い	結核予防接種については、現行のとおり実施する。

4 精神保健対策の取扱いに関すること

精神保健対策の取扱い	精神保健対策については、住民サービスの向上を基本として新市において調整する。
------------	--

5 成人保健・老人保健の取扱いに関すること

成人保健・老人保健の取扱い	成人保健・老人保健については、住民サービスの向上を基本として、新市において調整する。健康診査個人負担金については、合併年度はそれぞれの町の例による。なお、合併翌年度より国の費用徴収基準及び現行のそれぞれの町の個人負担金を勘案して統一を図る。
---------------	--

人間ドックの取扱い	人間ドックについては、住民サービスの向上を基本として、新市において調整する。人間ドック補助金については、合併年度はそれぞれの町の例による。なお、合併翌年度より国の費用徴収基準及び現行のそれぞれの町の補助金を勘案して統一を図る。
-----------	---

6 感染症対策の取扱いに関すること

予防接種の取扱い	予防接種については、医療機関の協力を得ながら、個別接種の方向で調整する。なお、高齢者インフルエンザ個人負担金については、敷島町・双葉町の例による。
----------	---

10 社会福祉協議会の取扱いに関すること

1 社会福祉協議会の取扱いに関すること

社会福祉協議会の取扱いに関すること	社会福祉協議会については、社会福祉法に基づき合併時に統合できるよう整理に努める。
-------------------	--

11 環境衛生（廃棄物・し尿処理等）の取扱いに関すること

1 ごみ処理の取扱いに関すること

ごみ処理の取扱い	ごみ処理については、当面現行のとおりとし、新市において検討する。
ごみステーションの取扱い	ごみステーションの新設・修理については、新市において調整する。なお、ごみステーション管理については、現行のとおりとする。
指定ごみ袋の取扱い	指定ごみ袋単価については、新市において統一する。
ごみ減量化の取扱い	ごみ減量化については、関係団体の協力も得て引き続き実施する。有価物回収報奨金については、新市において統一する。生ごみ処理補助金については、敷島町の例による。空き缶回収機奨励金については、合併時に廃止する。

2 し尿・汚泥処理の取扱いに関すること

し尿・汚泥処理の取扱い	し尿・汚泥処理については、現行のとおりとする。
-------------	-------------------------

3 犬・猫の取扱いに関すること

狂犬病予防の取扱い	狂犬病予防については、現行のとおりとする。
不妊・去勢手術の取扱い	不妊・去勢手術補助金については、竜王町の例による。

4 その他環境衛生の取扱いに関すること

環境保全の取扱い	地域清掃活動については、新市において調整する。
不法投棄・環境監視の取扱い	不法投棄・環境監視については、新市において監視員を設置する。
日本住血吸虫病予防の取扱い	宮入員生息調査については、引き続き実施する。

12 学校教育の取扱いに関すること

1 学校教育の取扱いに関すること

特殊学級の取扱い	特殊学級については、竜王町・双葉町の例による。
通級学級の取扱い	通級学級については、竜王町・敷島町の例による。
英語指導助手事業の取扱い	英語指導助手事業については、現行のとおりとし、新市において調整する。
就学奨励補助の取扱い	就学奨励認定基準については、国の基準に沿って新市において調整する。就学奨励補助額については、国及び現行のそれぞれの町の補助額を勘案して統一を図る。

2 学校施設の開放の取扱いに関すること

学校施設の開放の取扱い	学校施設の開放については、学校の教育に支障のないよう新市において統一する。
-------------	---------------------------------------

3 幼稚園教育の取扱いに関すること

幼稚園教育の取扱いに関する こと	幼稚園については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
---------------------	-------------------------

4 その他学校教育の取扱いに関すること

町単独教員設置の取扱い	町単独教員設置については、敷島町の例による。
-------------	------------------------

業務員の取扱い	業務員については、当面現行のとおりとし、新市において検討する。
---------	---------------------------------

1.3 学校給食の取扱いに関すること

1 学校給食の取扱いに関すること

学校給食の取扱い	学校給食の実施方法については、当面現行のセンター方式と単独方式を引き継ぐ。
給食費の取扱い	給食費・会計処理については、合併年度の翌年度から統一を図る。
幼稚園給食の取扱い	幼稚園給食については、現行のとおりとする。
各種関係団体の取扱い	新市において給食運営に関する委員会を設置する。

1.4 小中学校等の通学区域の取扱いに関すること

1 小中学校等の通学区域の取扱いに関すること

小学校の通学区域の取扱い	小学校の通学区域については、当分現行のままとするが、町境の地域については弾力的運用に努める。また、児童数の動向を踏まえ、新市において速やかに各学校の適正規模、適正配置の検討と合わせて通学区域の見直しを行う。
中学校の通学区域の取扱い	中学校の通学区域については、当分現行のままとするが、町境の地域については弾力的運用に努める。また、児童生徒数の動向を踏まえ、新市において速やかに各学校の適正規模、適正配置の検討と合わせて通学区域の見直しを行う。
スクールバスの取扱い	スクールバスについては、現行のまま新市に引き継ぐ。

1.5 社会教育の取扱いに関すること

1 図書館の取扱いに関すること

図書館の状況について	図書館の設置については、合併時に本館を定め、その他の館を地域館とする。
図書館の運営・管理の取扱い	図書館の運営・管理については、現行のとおりとし新市において調整する。

各種関係団体の取扱い	図書館ボランティアについては、現行のとおりとする。
蔵書等貸出内容の取扱い	蔵書等貸出内容については、竜王町の例により合併時に統一する。
分館の取扱い	図書館の分館については、現行のとおりとする。

2 公民館の取扱いに関すること

公民館の運営・管理の取扱い	公民館の運営・管理については、当面現行のとおりとし、新市において住民の利便性を考慮し調整する。
文化会館・文化館の運営・管理の取扱い	文化会館・文化館の運営・管理については、双葉町の例により合併時に統一する。
公民館運営審議会・文化館運営協議会の取扱い	公民館運営審議会・文化館等運営協議会については、新市において設置する。
公民館分館の取扱い	公民館分館については、現行のとおりとする。
各種関係団体の取扱い	各種関係団体については、現行のとおりとする。

3 文化財の取扱いに関すること

指定文化財の取扱い	指定文化財については、現行のまま新市に引き継ぐ。
文化財保護事業の取扱い	文化財保護事業については、新市に引き継ぎ統一を図る。
文化財審議会の取扱い	文化財審議会については、新市において設置する。
民俗資料館の運営・管理の取扱い	民俗資料館の設置・運営・管理については、当面現行のとおりとし、新市において早期に統合に努める。

4 その他社会教育の取扱いに関すること

社会教育委員の取扱い	社会教育委員については、新市において設置する。
------------	-------------------------

文化協会の取扱い	文化協会については、合併時に統合する。組織については、新市において調整する。
成人式の取扱い	成人式については、新市において実施方法を検討する。
青少年対策の取扱い	青少年対策本部は、新市において設置し、事業全般のあり方を調整する。
青少年カウンセラーの取扱い	青少年カウンセラーについては、新市において設置する。
青少年育成推進員の取扱い	青少年育成推進員については、新市において設置する。
高等学校生活指導員の取扱い	高等学校生活指導員・高校生保護者会は、新市において調整する。
子どもクラブの取扱い	子どもクラブ関係組織は、新市において調整する。
各種関係団体の取扱い	各種関係団体は、現行のとおりとし新市において調整する。

1.6 社会体育の取扱いに関すること

1 スポーツ大会の取扱いに関すること

スポーツ大会の取扱い	現在、各町で行っている特色あるスポーツ大会については継続するが、共通する大会で全体で実施したほうが効果的なものを新市において見直し検討を図る。
体育祭の取扱い	体育祭については、新市において調整する。

2 体育施設の取扱いに関すること

体育施設の取扱い	体育・スポーツ施設については、学校施設開放も含め、利用時間などサービス内容を調整のうえ、継続実施することとし、新市において施設を簡便に使用できるシステムなどについて検討する。
----------	---

3 その他社会体育の取扱いに関すること

体育指導委員の取扱い	体育指導委員については、新市において設置する。
------------	-------------------------

社会体育指導員の取扱い	社会体育指導員については、新市において検討する。
地域スポーツ推進員の取扱い	地域スポーツ推進員については、新市において検討する。
体育協会の取扱い	体育協会については、合併時に統合する。同種目団体は原則統合する。各支部については、新市において調整する。

1.7 使用料及び手数料(厚生・教育関係)の取扱いに関すること

1 使用料及び手数料(厚生関係)の取扱いに関すること

各種証明書発行手数料の取扱い	各種証明書発行手数料については、竜王町の例による。
狂犬病予防の手数料の取扱い	狂犬病予防の手数料については、現行のとおりとする。
犬の抑留の手数料の取扱い	犬の抑留の手数料については、現行のとおりとする。
一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃の許可手数料の取扱い	一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可手数料については、5,000円とし、許可証の再交付手数料については、3,000円とする。

2 使用料及び手数料(教育関係)の取扱いに関すること

体育施設の使用料の取扱い	社会体育施設の使用料については、現行のとおりとし、統一した算定方法等により、設定できるよう新市において調整する。使用料の減免規定については、類似施設で相違のないよう合併時に統一する。
公民館・文化会館・図書館の使用料の取扱い	公民館・文化会館・図書館の使用料については、現行のとおりとし、統一した算定方法等により設定できるよう新市において調整する。使用料の減免規定については、類似施設で相違のないよう合併時に統一する。

1.8 補助金(厚生・教育関係)の取扱いに関すること

1 補助金(厚生関係)の取扱いに関すること

補助金（厚生関係）の取扱い	厚生関係の補助金については、現行のまま新市に移行し、必要に応じて見直しを図る。また、整理統合できる補助金については、合併時統合の方向で調整する。
---------------	--

2 補助金（教育関係）の取扱いに関すること

補助金（教育関係）の取扱い	教育関係の補助金については、現行のまま新市に移行し、必要に応じて見直しを図る。また、整理統合できる補助金については、合併時統合の方向で調整する。
補助金（教育関係）の取扱い	補助金の取扱いについては、現状のまま新市に移行し、必要に応じて見直しを図る。 なお、県外スポーツ大会補助金は合併時に調整する